

公 示

近運鉄監公示第 2 号

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第 65 条及び鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号、以下「規則」という。）第 72 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

事案の件名	鉄道事業の旅客運賃の上限設定認可申請
事 案 番 号	令和 8 年度第 2 号
申 請 者	嵯峨野観光鉄道株式会社
事案の内容	1. 適用路線 嵯峨野観光線（トロッコ嵯峨 — トロッコ亀岡） 7.3km 2. 設定しようとする事項 普通旅客運賃（大人）（均一制） 申請運賃 880 円 ※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額（10 円未満の端数切上げ）

なお、本公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を申請しようとするときは、規則第 74 条の規定により、公示の日から 10 日以内に、下記事項を記載した意見聴取申請書を、郵送又は持参にて運輸局長あて提出されたい。

（※）利害関係を有する者とは、規則第 73 条に規定する、本事案の申請者、本事案の申請者と競争の関係にある者及び利用者その他の者のうち近畿運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者をいう。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

以上

令和 8 年 9 月 7 日

近 畿 運 輸 局 長 長 崎 敏 志（公印省略）